

2025年12月23日
本州四国連絡高速道路株式会社

社員の懲戒処分について

JB本四高速は、本社に勤務する社員が停職期間中にもかかわらず、当該処分理由となった行為がなかったかのように偽装する行為を行ったため、当該社員を懲戒処分しましたので、お知らせします。

1 懲戒内容（2025年12月23日付け）

停職3か月

2 不正行為の概要

当該社員は、2025年9月、停職期間中にもかかわらず、当該処分の理由となった、受注業者に指示して事実と異なる書類を作成させた行為がなかったかのように見せかけるため、当該書類上の物品を自ら購入して、当社敷地に偽装配置したもの。

（補足）

当該社員は、受注業者に指示して事実と異なる書類を作成させ、業務に必要なない物品を購入させたこと及び受注業者が納品した当該物品を自宅に持ち帰り使用したことを理由として、停職1か月の懲戒処分中でした。

3 再発防止について

弊社といたしましては、二度とこのようなことがないよう、コンプライアンスの徹底、綱紀保持に努めてまいります。